



県章

山形県公報

令和8年4月14日(火)

第695号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……405
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……406
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 山形県資源管理方針の変更……………(水産技術振興センター) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土整備企画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……407
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 西蔵王公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……408
- 悠創の丘の利用料金……………(同) ……同
- 健康の森公園の利用料金……………(同) ……409
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………(同) ……410
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(同) ……412
- 中山公園の利用料金……………(同) ……427
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……431
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第324号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社w e l l s h	訪問看護ステーション オレンジ 東置賜郡川西町大字西大塚1379番地3 Y&M西大塚102号室	訪 問 看 護	令和8.4.1

山形県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社wellsh	訪問看護ステーション オレンジ 東置賜郡川西町大字西大塚1379番地3 Y&M西大塚102号室	介護予防訪問看護	令和8.4.1

山形県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人回春堂	回春堂デイサービスセンター 米沢市駅前二丁目5番7号	通所介護	令和8.3.31
株式会社デイサービスセンターひまわり	株式会社デイサービスセンターひまわり 東置賜郡高島町大字上平柳2167番地	通所介護	同

山形県告示第327号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。なお、「別紙」は省略し、水産技術振興センター水産振興部において縦覧に供する。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市寺西、千石、西越、上柳及び大字風間地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年11月1日から令和8年3月9日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市、寒河江市、上市市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河

北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町及び北村山郡大石田町の一部

- 2 公共測量を実施した期間
令和7年8月28日から令和8年3月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（同時調整、数値地形図作成）

山形県告示第330号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
鶴岡市及び最上郡最上町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年9月30日から令和8年3月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第331号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市、南陽市、長井市、東置賜郡高畠町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町及び同郡飯豊町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年9月29日から令和8年3月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第332号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
西置賜郡小国町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年10月17日から令和8年3月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第333号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市内（大字青野、落合町、境田町、八幡前、大字中野、大字船町、大字鮎洗、大字陣場、西江俣、北町三丁目、宮町三丁目及び千歳一丁目の一部）

- 2 公共測量を実施した期間
令和7年12月5日から令和8年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（レベル等による水準測量）

山形県告示第334号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、西蔵王公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	790円
	映画撮影	1日につき	16,010円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県告示第335号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	790円
	映画撮影	1日につき	16,010円

条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	1,920円
-------------------	--	--------------------------	--------

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分	利 用 料 金				
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで		
展示研修施設	展示室1	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	600円	800円	1,600円
			上記以外の場合	1時間当たり 200円		
		入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	2,430円	3,240円	6,480円
			上記以外の場合	1時間当たり 810円		
	展示室2	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	420円	560円	1,120円
			上記以外の場合	1時間当たり 140円		
		入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	1,770円	2,360円	4,720円
			上記以外の場合	1時間当たり 590円		
研修室		1時間当たり 450円				

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第336号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	790円

条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	790円
	映画撮影	1日につき	16,010円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第337号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	360円
		1日につき	3,600円
	都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	390円
		1日につき	3,900円
上記以外の場合		1平方メートル1日につき	80円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	790円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	790円
	映画撮影	1日につき	16,010円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,920円
	スケートパークに常時 外周フェンス 広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1年につき	45,740円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。

3 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施設	区 分		利 用 料 金	
スケートパーク	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 11,210円
			上記以外の場合	1日当たり 22,420円
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	児童生徒等が使用する場合	1人12回当たり 1,400円
			上記以外の場合	1人12回当たり 2,800円
	上記以外の場合	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 140円
			上記以外の場合	1人1日当たり 280円
グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき2,230円とし、以後1時間ごとに560円を加算した額
			上記以外の場合	最初の4時間までにつき4,460円とし、以後1時間ごとに1,120円を加算した額
	上記以外の場合	シーズン券による使用の場合	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 3,000円
			上記以外の場合	1人当たり 6,000円
	上記以外の場合	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 60円
			上記以外の場合	1人1日当たり 120円
多目的広場	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき1,120円とし、以後1時間ごとに280円を加算した額
			上記以外の場合	最初の4時間までにつき2,240円とし、以後1時間ごとに560円を加算した額

備考

- 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 回数券及びシーズン券の有効期限は、発行年の最終開場日までとする。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第338号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	790円	
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	80円	
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	790円	
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	790円	
	映画撮影	1日につき	16,010円	
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1広告物1平方メートル1日につき	1,920円
	陸上競技場に常時広告物を表示する場合	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	57,180円
		メインスタンド観覧席ゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき	
		フィールドゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき	
		器具庫入口上部	1広告物1平方メートル1年につき	
		ゲートスロープ外壁	1広告物1平方メートル1年につき	
		入場ゲート階段部	1広告物1平方メートル1年につき	
		総合体育館に常時広告物を表示する場合	アリーナ	
車いす席下部	1広告物1平方メートル1年につき			
屋内プール	壁面		1広告物1平方メートル1年につき	45,740円
	トレーニング室		壁面上部	
テニスコートに常時広告物を表示する場合	本部席屋根柱		1広告物1平方メートル1年につき	45,740円
屋外プールに常時広告物を表示する場合	レクリエーションプール	壁面	1広告物1平方メートル1年につき	45,740円

第2運動広場に常時 広告物を表示する場 合	ネットフェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	45,740円
第3運動広場に常時 広告物を表示する場 合	ネットフェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	45,740円
屋内多目的コートに 常時広告物を表示す る場合	支柱壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	45,740円
	東側ギャラリー手摺部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
 - 2 使用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。
- (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金
- イ いちねんパスによる使用の場合

施 設	区 分	利 用 料 金
陸上競技場（主要施設及 び雨天走路に限る。） サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 8,500円
	上記以外の場合	1人当たり 17,000円

(注) 陸上競技場（主要施設に限る。）は、12月1日から翌年の3月31日までの期間に限り使用することができる。

ロ 上記以外の場合

- (イ) 主要施設の利用料金
- a b以外の場合

施 設	区 分	利 用 料 金	
陸上競技場 全部を単 独で使用 する場合	アマチュアスポーツに使 用する場合	入場料金を領 収しない場合 児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当たり 1,130円
		上記以外 の場合	1時間当たり 2,260円
	アマチュアスポーツ以外 の用途に使用する 場合	入場料金を領 収する場合 児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当たり 2,260円
		上記以外 の場合	1時間当たり 4,520円
	アマチュアスポーツ以外 の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 11,320円

				入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が45,280円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1時間当たり45,280円）	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		19人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 1,130円	
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 600円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 60円	
		上記以外の場合		19人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 2,260円	
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,200円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 120円	
サブグラウンド	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 530円		
		上記以外の場合		1時間当たり 1,060円		
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		9人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 530円	
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 600円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 60円	
		上記以外の場合		9人以上の団体で使用する場合	1時間当たり 1,060円	
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,200円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 120円	
	総合体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,280円
						上記以外の場合 1時間当たり 2,560円
					入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 2,650円
						上記以外の場合 1時間当たり 5,300円

		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 13,260円	
			入場料金を領収する場合	1時間当たり 53,070円	
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 640円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,280円
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 320円
			上記以外の場合		1時間当たり 640円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 40円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり 80円	
	サブアリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 480円
				上記以外の場合	1時間当たり 960円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,010円	
				上記以外の場合 1時間当たり 2,020円	
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 5,030円	
			入場料金を領収する場合	1時間当たり 20,130円	
半面を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 240円	
		上記以外の場合		1時間当たり 480円	
4分の1面を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 120円	
		上記以外の場合		1時間当たり 240円	
上記以外の場合		児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 40円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり 80円	
柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 500円	
			上記以外の場合	1時間当たり 1,000円	

			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,010円
				上記以外の場合	1時間当たり 2,020円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 5,030円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 20,130円
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 250円
		上記以外の場合			1時間当たり 500円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 30円
		上記以外の場合			1人1時間当たり 60円
剣道場	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 500円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,000円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,010円
				上記以外の場合	1時間当たり 2,020円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 5,030円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 20,130円
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 250円
		上記以外の場合			1時間当たり 500円
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 30円	
	上記以外の場合			1人1時間当たり 60円	
屋内プール	全部を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 2,200円
		上記以外の場合			1時間当たり 4,400円
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,100円
		上記以外の場合			1時間当たり 2,200円

		上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,500円
				上記以外の場合	1人1回当たり 150円
		上記以外の場合		回数券による使用の場合	1人11回当たり 3,000円
				上記以外の場合	1人1回当たり 300円
テニスコート		児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 290円
		上記以外の場合			1面1時間当たり 580円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する 場合	20人以上の団体で使用する場合		1人1回当たり 370円
			上記以外の場合		1人1回当たり 450円
		上記以外の場合	20人以上の団体で使用する場合		1人1回当たり 740円
			上記以外の場合		1人1回当たり 900円
	5メートルプール	全部を単 独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 2,000円
			上記以外の場合		1時間当たり 4,000円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 110円	
		上記以外の場合		1人1回当たり 220円	
サッカー場		児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 570円
		上記以外の場合			1時間当たり 1,140円
ラグビー場		児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 570円
		上記以外の場合			1時間当たり 1,140円
野球場		児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 570円
		上記以外の場合			1時間当たり 1,140円
運動広場		全部を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 400円
			上記以外の場合		1時間当たり 800円
		半面を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 200円
			上記以外の場合		1時間当たり 400円

第2運動広場		全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 560円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,120円
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 280円
			上記以外の場合		1時間当たり 560円
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 570円	
		上記以外の場合		1時間当たり 1,140円	
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 570円	
		上記以外の場合		1時間当たり 1,140円	
屋内多目的コート		全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 2,080円
				上記以外の場合	1時間当たり 4,160円
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 4,200円
				上記以外の場合	1時間当たり 8,400円
		4分の3面を単独で使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 21,040円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 84,160円
		4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,560円
			上記以外の場合		1時間当たり 3,120円
		3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,390円
			上記以外の場合		1時間当たり 2,780円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,040円
			上記以外の場合		1時間当たり 2,080円
3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 690円		
	上記以外の場合		1時間当たり 1,380円		

	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 520円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,040円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 50円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 100円

b 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合

施設		区分		利用料金
陸上競技場		児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 300円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 30円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 600円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 60円
サブグラウンド		児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 300円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 30円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 600円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 60円
総合体育館	アリーナ	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 40円
	サブアリーナ	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 40円
	柔道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 30円
	剣道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 30円
	屋内プール	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 700円
			上記以外の場合	1人1回当たり 70円

		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,500円
			上記以外の場合	1人1回当たり 150円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 220円
		上記以外の場合		1人1回当たり 450円
50メートルプール		児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 50円
		上記以外の場合		1人1回当たり 110円

(ロ) 附属施設及び器具の利用料金

a b 以外の場合

区 分			単 位	利 用 料 金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	60円	
		上記以外の場合		120円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
会議室			1室 1時間につき	170円	
温水シャワー			1回につき	120円	
放送設備			1時間につき	460円	930円
運動用具（陸上競技用具を除く。）			1競技一式 1時間につき	110円	
陸上競技用具			1品 1時間につき	30円	
			一式 1時間につき	2,010円	
夜間照明施設			1,500ルクスの照明 1時間につき	34,880円	174,410円
			1,000ルクスの照明 1時間につき	23,260円	116,250円

				750ルクスの照明 1時間につき	17,450円	87,210円		
				300ルクスの照明 1時間につき	6,970円	34,880円		
				150ルクスの照明 1時間につき	3,480円	17,450円		
				電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	6,500円	10,800円
						入場料金を領収する場合	10,800円	19,380円
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	110円				
	陸上競技用具		1品 1時間につき	30円				
			一式 1時間につき	1,630円				
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	600円			
			上記以外の場合	1人 1時間につき	60円			
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	1,200円			
			上記以外の場合	1人 1時間につき	120円			
	体力測定室	児童生徒等が使用する場合		1人 1回につき	60円			
		上記以外の場合			120円			
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき		500円		
		上記以外の場合				1,000円		
	浴室	回数券による使用の場合		1人 11回につき		1,200円		
		上記以外の場合		1人 1回につき		120円		
	温水シャワー			1回につき		120円		
	洗濯機			1回につき		100円		
	衣類乾燥機			1回につき		100円		
	大会議室	1室を単独で使用する場合		1時間につき		340円		
2分の1室を単独で使用する場合				170円				

会議室			1室 1時間につき	150円	
和会議室			1室 1時間につき	160円	
大会議室の放送設備			1時間につき	40円	
アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない場合	1時間につき	150円	
		入場料金を領収する場合		640円	
ホワイエ		入場料金を領収しない場合	1時間につき	420円	
		入場料金を領収する場合		1,680円	
会議室A1			1室 1時間につき	150円	
会議室A2			1室 1時間につき	150円	
会議室A3			1室 1時間につき	70円	
会議室A4			1室 1時間につき	130円	
舞台音響設備			1時間につき	1,120円	2,240円
放送設備			1時間につき	460円	930円
得点表示板			1時間につき	290円	
バスケットボール用具			一式 1時間につき	150円	
バレーボール用具			一式 1時間につき	60円	
バレーボール用タラフレックスコート			一式 1時間につき	230円	
テニス用具	シートを使用する場合		一式 1時間につき	170円	
	上記以外の場合		一式 1時間につき	60円	
バドミントン用具	シートを使用する場合		一式 1時間につき	150円	
	上記以外の場合		一式 1時間につき	40円	
卓球用具			一式 1時間につき	40円	
ハンドボール用具			一式 1時間につき	60円	
体操競技用具	平行棒		一式 1時間につき	50円	

		ゆか	一式 1時間につき	140円	
		平均台	一式 1時間につき	60円	
		新体操	一式 1時間につき	300円	
		上記以外の種目	一式 1時間につき	40円	
		全種目	一式 1時間につき	920円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	110円	
		レスリング用具	一式 1時間につき	220円	
		つなひき用具	一式 1時間につき	220円	
		ポータブルステージ	一式 1時間につき	700円	1,410円
			1台 1時間につき	20円	30円
		スタッキングチェア	1脚 1日につき	20円	30円
		フロアシート	1枚 1日につき	60円	110円
	サブアリーナ	舞台音響設備	1時間につき	210円	430円
		放送設備	1時間につき	120円	250円
		バスケットボール用具	一式 1時間につき	150円	
		バレーボール用具	一式 1時間につき	60円	
		バドミントン用具	一式 1時間につき	40円	
		卓球用具	一式 1時間につき	40円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	110円	
		低式平均台用具	一式 1時間につき	40円	
		とび箱用具	一式 1時間につき	40円	
	柔道場 剣道場	放送設備	1時間につき	40円	70円
		柔道用具	一式 1時間につき	40円	
		空手用具	一式 1時間につき	170円	

	屋内プール	放送設備	1時間につき	50円	90円	
		会議室P1	1室 1時間につき	290円		
		会議室P2	1室 1時間につき	70円		
テニスコート	温水シャワー		1回につき	100円		
	会議室		1室 1時間につき	690円		
	放送設備		1時間につき	80円		
	夜間照明施設		テニスコート1面の照明1時間につき	800円		
			テニスコート1面の照明30分につき	400円		
屋外プール	会議室	1室 1時間につき	740円			
サッカー場	温水シャワー		1回につき	100円		
	放送設備		1時間につき	60円		
野球場	スコアボード		1時間につき	620円		
	放送設備		1時間につき	60円		
運動広場	運動用具		1競技一式 1時間につき	110円		
第2運動広場	夜間照明施設		全灯使用1時間につき	3,920円		
			全灯使用30分につき	1,960円		
			1/2灯使用1時間につき	1,960円		
			1/2灯使用30分につき	980円		
屋内多目的コート	会議室		1室 1時間につき	130円		
	放送設備		1時間につき	60円	110円	
	テニス用具		一式 1時間につき	60円		
	ミニサッカー用具		一式 1時間につき	110円		
	ゲートボール用具		一式 1時間につき	60円		

ハンドボール用具	一式 1時間につき	60円	
----------	--------------	-----	--

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の料金の額に200円を加算した額とする。

b 障害者手帳を提示して個人で利用する場合

区 分		単 位	利用料金
陸上競技場	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき 20円
		上記以外の場合	50円
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合 1人 11時間につき 300円
		回数券による使用の場合	上記以外の場合 1人 1時間につき 30円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合 1人 11時間につき 600円
		上記以外の場合	上記以外の場合 1人 1時間につき 60円

(ハ) 電気消費及び冷暖房加算額

区 分		単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用	1時間につき 4,760円
		フロア及び観覧席全灯使用	1時間につき 4,070円
		フロア全灯使用	1時間につき 2,560円
		フロア1/2灯使用	1時間につき 1,280円
		フロア1/3灯使用	1時間につき 850円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき 640円
		舞台照明装置	1時間につき 2,090円
		持込機器電源	実費相当額
	暖房	全館	1時間につき 15,200円
		フロア及び観覧席	1時間につき 13,510円
		フロア	1時間につき 13,150円
	冷房	全館	1時間につき 13,990円
		フロア	1時間につき 12,900円

サブアリーナ	電気	全灯使用	1時間につき	880円
		フロア全灯使用	1時間につき	800円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	400円
		フロア1/3灯使用	1時間につき	270円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき	200円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	2,110円
冷房	フロア	1時間につき	2,070円	
柔道場	電気	フロア	1時間につき	600円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	340円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	900円
剣道場	電気	フロア	1時間につき	550円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	290円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	860円
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	4,000円
		3/4灯使用	1時間につき	3,000円
		1/2灯使用	1時間につき	2,000円
		1/4灯使用	1時間につき	1,000円
		持込機器電源	実費相当額	

備考

- 1 いちねんパスの有効期限は、発行日から発行年度末日までとする。
- 2 この表において「入場料を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き

上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第339号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、中山公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	790円	
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	80円	
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	790円	
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	790円	
	映画撮影	1日につき	16,010円	
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,920円	
	野球場に常時広告物を表示する場合	バックネット吊り下げ用支柱	1広告物1平方メートル1年につき	45,500円
		外野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	57,000円
		内野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	45,500円

備考1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

施設	区 分		利 用 料 金					
			午前9時 前の時間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 以降の時 間	
野球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を 領収しない 場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 1,140円	3,540円	4,630円	9,370円	1時間当 たり 1,140円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 2,280円	7,080円	9,260円	18,740円	1時間当 たり 2,280円

		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 2,280円	7,080円	9,260円	18,750円	1時間当たり 2,280円
			上記以外の場合	1時間当たり 4,560円	14,160円	18,520円	37,500円	1時間当たり 4,560円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合（職業野球に使用する場合を除く。）	入場料金を領収しない場合	平日の場合	1時間当たり 3,540円	7,890円	11,660円	20,930円	1時間当たり 5,250円
土曜日等の場合			1時間当たり 4,340円	9,370円	13,830円	24,990円	1時間当たり 6,180円	
入場料金を領収する場合		平日の場合	1時間当たり 14,180円	31,560円	46,660円	83,710円	1時間当たり 21,040円	
		土曜日等の場合	1時間当たり 17,370円	37,510円	55,360円	99,960円	1時間当たり 24,690円	
	職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 21,150円	47,240円	69,870円	124,660円	1時間当たり 31,330円
		入場料金を領収する場合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人に相当する額（その額が368,270円に満たない場合は、368,270円）				
			土曜日等の場合	1日当たり最高入場料金の400人に相当する額（その額が486,070円に満たない場合は、486,070円）				
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 460円	1,470円	1,920円	3,860円	1時間当たり 460円
		上記以外の場合		1時間当たり 920円	2,940円	3,840円	7,720円	1時間当たり 920円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,820円	3,940円	5,820円	10,440円	1時間当たり 2,590円
		土曜日等の場合		1時間当たり 2,120円	4,670円	6,950円	12,430円	1時間当たり 3,070円
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 390円	1,170円	1,560円	3,120円	1時間当たり 390円
			上記以外の場合	1時間当たり 780円	2,340円	3,120円	6,240円	1時間当たり 780円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 180円	540円	720円	1,440円	1時間当たり 180円
		上記以外の場合		1時間当たり 360円	1,080円	1,440円	2,880円	1時間当たり 360円

アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合	1時間当たり 1,160円	2,740円	4,030円	7,310円	1時間当たり 1,820円
	土曜日等の場合	1時間当たり 1,470円	3,360円	4,970円	8,990円	1時間当たり 2,270円

(注) 野球場を職業野球に使用する場合（入場料金を領収しない場合に限る。）の利用料金については、この表により算出した額が1日につき160,120円を超える場合には、160,120円とする。

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分					利 用 料 金	
					アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
野球場	室内練習場	1室を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間につき	470円	1,580円
			上記以外の場合		780円	
		上記以外の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで、それぞれ1人1回につき	60円	
		高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する場合	80円			
		児童生徒等以外の者が使用する場合	140円			
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人1泊につき	400円	
		上記以外の場合			530円	
会議室			1室1時間につき	320円	640円	
浴室			1回	1,900円	2,370円	
温水シャワー			1回	1,600円	1,910円	
食堂			1時間につき	320円	640円	

	ちゆう 厨房	1 賄いにつき	630円（1 賄い 日につき1,260 円を超える場合 は、1,260円）	1,250円（1 賄い日につき 2,520円を超 える場合は、 2,520円）
	スコアボード	1 時間につき	760円	1,520円
	放送設備	1 時間につき	470円	950円
	ピッチングマシン	1 台 1 時間につき	470円	
	夜間照明施設	全灯使用 1 時間につき	26,300円	169,260円
		2/3灯使用 1 時間につき	17,370円	
		1/2灯使用 1 時間につき	13,150円	
		1/3灯使用 1 時間につき	8,680円	
第2野球場	スコアボード	1 時間につき	230円	470円
	放送設備	1 時間につき	230円	470円

（注）合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。

ハ 電気消費及び暖房加算額

区		分		単 位	加算額
電気	室内練習場	1 室を単独で 使用する場合	全灯使用	1 時間につき	4,000円
			1/2灯を超え3/4灯以下使用		3,000円
			1/2灯以下使用		2,000円
		上記以外の場合	1 人 1 回につき	120円	
	会議室		1 室 1 時間につき	210円	
	ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置			実費相当額	
暖房	合宿所		1 人 1 泊につき	420円	
	会議室		1 時間につき	210円	

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

3 この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。

4 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

山形県告示第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種 類 東根都市計画下水道

(2) 名 称 東根公共下水道

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第341号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日	売りさばき開始年月日
特定非営利活動法人から・ころセンター 理事 伊藤 正俊	米沢市東二丁目8番116号	米沢市金池五丁目2番25号（米沢市役所売店）	令和 8. 4. 7	令和 8. 4. 14

山形県告示第342号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所 在 地		
株式会社文長 代表取締役 菅野 京子	尾花沢市若葉町三丁目1番1号	同 左	令和 8. 3. 31
米こみゅ有限責任事業組合 代表 山田 記子	米沢市中央二丁目3-18	米沢市金池五丁目2番25号	同

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行
令和 8. 2.17	第680号	78	9

誤

舟形町	2者	3者	最上郡舟形町富田字富田93番ほか15筆
大蔵村	1者	1者	最上郡大蔵村大字合海字テンボ2585番
高島町	1者	1者	東置賜郡高島町大字佐沢字中才2240番

正

舟形町	2者	3者	最上郡舟形町富田字富田93番ほか15筆
高島町	1者	1者	東置賜郡高島町大字佐沢字中才2240番